

賛助会員規程

第1条（目的）

この規定は、公益財団法人大阪認知症研究会定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、公益財団法人大阪認知症研究会（以下「この法人」という。）の賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（賛助会員）

この規定でいう賛助会員とは、この法人の趣旨に賛同し、代表理事が賛助会員として加入を承認した者をいう。

第3条（賛助会費）

賛助会員は、賛助会費を納めなければならない。

2 前項で定める賛助会費の額は以下とする。

（1）個人1口年額 3,000 円

（2）法人1口年額 100,000 円

3 賛助会員は、毎年度1口以上の賛助会費を納入しなければならない。

4 賛助会費は、全納を原則とする。

5 既納の賛助会費は、返還しない。

6 特別の事由があるときは、賛助会費を減額又は免除することができる。

第4条（賛助会費の用途）

第3条の賛助会費は毎事業年度における合計金額の100%を当該事業年度の公益目的の事業に使用する。

第5条（入会）

賛助会員に加入を希望する者は、賛助会員入会申込書により申込むものとする。

2 この法人は、前項の入会申込みを審査し、その結果をすみやかに通知するものとする。

3 新たに賛助会員となる者は、すみやかに1口以上の賛助会費を納入するものとする。

第6条（退会）

賛助会員は、賛助会員退会届を提出し、任意に退会することができる。

第7条（資格喪失）

賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡、解散、破産等によるとき
- (2) 正当な理由なくして一年以上賛助会費を滞納したとき
- (3) 研究所の目的にふさわしくない行為等により、理事会の議決により除名されたとき。

第8条（特典）

賛助会員は、次の特典を受ける。

- (1) この法人が主催する講演会への参加
- (2) この法人が主催する助成金贈呈式への参加（個人10口、法人5口以上の場合のみ）
- (3) この法人が発行する事業活動等情報の配布

第9条（補則）

この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

- 2 理事長は年1回、賛助会員の入退会状況及びマンスリーサポーター寄付と一般寄付額を理事会に報告しなければならない。また、マンスリーサポーターは年間3万円以上の納入により、第8条（2）の特典を受けることができる

第10条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。